

産業廃棄物小型焼却炉設置者の皆様へ

～廃棄物処理法が改正されました～

平成23年4月 奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月27日法律第137号。以下「法」といいます。)及び同法政省令が改正され、平成23年4月1日から全面的に施行されました。

産業廃棄物の小型焼却施設を設置している事業者の方に、帳簿の備え付けが義務付けられました。

廃棄物焼却炉に関する改正規定

帳簿を備え付ける義務を有する事業者を、

- ①その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者
- ②設置許可不要の産業廃棄物焼却施設を設置している事業者とする。

※これまでは、設置許可を要する産業廃棄物処理施設を設置している事業者が対象

帳簿記載事項

排出事業場の外で自ら処分を行う場合	運搬	生じた事業場、運搬年月日、運搬方法、運搬先ごとの運搬量(積替保管を行う場合は、積替保管の場所ごとの搬出量)
	処分	処分を行った場所、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分後の廃棄物の持出先ごとの持出し量
排出事業場内で自ら処分を行う場合		処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量

小型の焼却炉を設置して、自ら焼却処理を行っている事業者の方は、必要な事項を記載した帳簿を作成し、保存してください。(違反した場合は30万円以下の罰金)